

配布資料

H27 コンテンツ制作と著作権 -近年の著作権法改正から-

香川大学 大学連携 e-Learning 教育支援センター 四国
村井 礼

1. ICT(情報通信技術)の発展とコンテンツ文化

近年、ICT の発展のおかげで、映像コンテンツの制作が容易になってきました。高価な機材を揃えなくても、身近な携帯電話等で撮影しただけでも楽しい映像になります。インターネットを使えば遠くに住んでいる人に作品を見てもらえるようになり、視聴者からのコメントも簡単にできるようになりました。YouTube やニコニコ動画は、映像コンテンツを楽しめるメディアとして、視聴者が増え続けています。映像制作そのものに対する難しいイメージは薄れつつあるようです。映像コンテンツを見るだけではなく、作り手としても楽しめるような、新しいコンテンツ時代がやってきたと言えます。特に、高校生・大学生といった10代が若い力で新しいコンテンツ時代を支えています。



2. 地域コンテンツの利活用

ふと、普段の何気ない風景を撮影してみてください。もしかしたら、そこには「遠くの人が見れば珍しい情景」が映っているかも知れません。雪が積もった石鎚山も、南国に住む人から見れば貴重な「冬の景色」になります。あるいは、一足先に咲いた桜の花を撮影してみれば、まだ開花していない東日本に住む人にとって、いち早く春の訪れを知ることができます。映像コンテンツを作るのも見るのも簡単になってきた今だからこそ、自分達の住む町の良さを紹介できる良い機会だと思います。

3. おさえておきたい著作権法の基礎知識

ただし、映像コンテンツを楽しむには少しか注意しておくことがあります。他人に迷惑をかけてしまっては、せっかくの映像コンテンツも台無しですからね。特に、著作権については基礎的なことだけでも抑えておきましょう。知ってるようで、意外と知られていないのが著作権です。本日の講演では、おさえておきたい著作権法の基礎部分だけ、紹介します。

○著作物の定義

「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するものをいう（著作権法2条1項）」

○著作物の具体例

言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物、映画の著作物など

映画の著作物に含まれるもの

劇場用映画、ホームビデオで撮影された映像等

映画の著作物に含まれないもの

テレビの生番組

○二次的著作物とは

原著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等したもの。例えば、他の人が制作した小説をアレンジして、映画を制作した場合等が該当する。

○著作権って登録しないとイケないの？

著作物を創作した者に著作権の権利が与えられるので、文化庁に届出する必要はありません。これを無方式主義と言います。

○複製権って？

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう。著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。

○公衆送信って？

公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線通信の送信を行うことをいう。



○×クイズ 著作権問題に挑戦してみよう！ 答えは講演の中で。。

- Q1. 幼稚園児が描いた絵は著作物にならない。
- Q2. 詩にメロディをつけた楽曲がある。これって音楽の著作物になる？
- Q3. 生放送のテレビ番組は映画の著作物として保護されないが、録画放送番組は映画の著作物として保護される。
- Q4. ゲームソフトは映画の著作物として保護される。

■近年の著作権法の改正のポイント

平成 24 年改正 (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html)

趣旨：著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため

改正：写り込み，技術的保護手段，違法ダウンロード刑事罰化修正 など

○いわゆる写り込みについて

目的：著作権者の利益を不当に害しないような著作物等の利用であっても形式的には違法となるものについて，著作権等の侵害とならないことを明確にするため。



【写り込みの例】

写真撮影の際，背景に著作物であるキャラクターが写り込んでしまった例

スタジオでの収録の様様を FB に投稿しようとした際、机にある教科書の表紙絵も写り込んでしまっている。



【写り込みの例】

ビデオ収録の際，背景に著作物であるポスター等が写り込んでしまった例

とある道の駅でご当地アイスの食レポートを収録しようとした際、背景にポスターも写り込んでしまっている。

このような著作物の利用は、通常、著作権者の利益を不当に害するものとはならないが、著作権侵害に問われる可能性があった。

写真の撮影等の方法によって著作物を創作するに当たって，当該著作物（写真等著作物）に係る撮影等の対象とする事物等から分離することが困難であるため付随して対象となる事物等に係る他の著作物（付随対象著作物）は，当該創作に伴って複製又は翻案することが侵害行為に当たらないことを明確にした。（著作権法第 30 条の 2 第 1 項など）

ただし、最終的には個別具体の事例に応じ、司法の場で判断することになるので注意すること。

平成 26 年改正 (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html)

○電子書籍に対応した著作権の整備

出版者がいわゆる電子出版について著作権者から著作権の設定を受け，インターネットを用いた無断送信等を差し止めることができるよう，紙媒体による出版のみを対象とした著作権制度を見直し，電子書籍をインターネット送信すること等を引き受ける者に対して，著作権を設定できることとした。

ワーク

 著作物の定義

次のうち著作権法上の著作物にあてはまるものに○をつけよ。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1) 猿回しの猿が描いた絵 | 2) 劇場用映画 |
| 3) 富士山の高さは 3776m であるという事実 | 4) ホームビデオで撮影された映像 |
| 5) パスポート写真 | 6) ゲームのルール |
| 7) 防犯カメラの映像 | 8) テレビの生番組 |

 著作権の侵害？

著作権法上注意すべき点について簡単に述べよ。

友達が作った未公表のイラスト集を無断で動画に編集し、ネットで公開する。

本の内容を一冊丸ごと手書きでノートに書き写す。

重要文化財として指定されている建造物を写真に撮影し、自身のブログにおける作品紹介コーナーに掲載する。

旅行先で有名タレントが歩いているのを偶然発見したので、こっそり写真を撮影した。この写真を自身のブログに掲載する。